

学校保健安全法施行規則第 18 条における感染症の種類

☆感染症法の対象(1類～5類)となる感染症が学校保健安全法では以下の3種に分けられます。

第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ
第二種 感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ、とびひ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、及び新感染症は、第一種の感染症とみなす	